

感染症の種類による報告と情報開示について

2018年3月厚生省「保育所における感染症対策ガイドライン」

厚生省が定める感染症法の対象となる感染症

分類	感染症の疾病名など	発生時の情報共有	発生時の情報開示
<p><b>1類感染症</b></p> <p>現在日本に存在していないとされる病原体。 感染力が強く、発症した場合は非常に重篤な状態に陥る可能性がある極めて危険な感染症。原則的に入院が勧告され場合によっては交通制限が発動されることもある。 (措置) 対人:入院など 対物:消毒など 交通制限など</p>	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</p>	<p>・園内職員 ・嘱託医 ・保健所 ・市区町村役所</p>	<p>・園内保護者 感染症発生状況を通達(日時と人数を開示) ・保健所 ・市区町村役所 ・町内学校・保育施設</p>
<p><b>2類感染症</b></p> <p>1類ほどの病原性は強くないが、発症した場合は重篤な状態に陥る危険性が高い感染症。必要に応じて入院勧告が出され、一定期間食品を取り扱う業務に就くことができなくなります。 (措置) 対人:入院など 対物:消毒など</p>	<p>急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、MERS、結核、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス</p>	<p>・園内職員 ・嘱託医 ・保健所 ・市区町村役所</p>	<p>・園内保護者 感染症発生状況を通達(日時と人数を開示) ・町内学校・保育施設</p>
<p><b>3類感染症</b></p> <p>発症した場合に重篤な状態に陥る危険性は少ないものの、特定の職業に就業することによって集団発生を引き起こす可能性がある感染症。 一定期間、食品を取り扱う業務に就くことができなくなる。 (措置) 対人:就業制限 対物:消毒など</p>	<p>腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス</p>	<p>・園内職員 ・嘱託医 ・保健所 ・市区町村役所</p>	<p>・園内保護者 感染症発生状況を通達や掲示(クラス、人数) ・保健所 ・町内学校・保育施設</p>
<p><b>4類感染症</b></p> <p>1類～3類感染症以外のもので、主に動物などを介して人に感染する。</p>	<p>E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭素、鳥インフルエンザ炭そ、ポツリヌス症、マラリア、野兔病、オウム病、回帰熱、つつが虫病、デング熱、日本脳炎、ライム病、レジオネラ病 など</p>	<p>・園内職員 ・嘱託医</p>	<p>・園内保護者 感染症発生状況を掲示(クラス、人数) ・保健所・行政</p>
<p><b>5類感染症</b></p> <p>発生動向を調査し、その情報を国民や医療従事者に周知することで、発生予防に役立つと考えられる感染症。</p>	<p>インフルエンザ(鳥インフルエンザ・新型を除く)、ウイルス性肝炎、HIV感染症、性器クラミジア感染症、梅毒、麻疹、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、ブル熱、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎、クラミジア肺炎、細菌性髄膜炎、水痘、先天性風疹症候群、手足口病、りんご病、突発性発疹、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染所、百日咳、風疹、はやり目、流行性耳下腺炎、など。</p>	<p>・園内職員 ・嘱託医 ・保健所</p> <p>・潜伏期間を含め、10名以上発生者は出た時点で保健所、市区町村</p>	<p>・園内保護者 感染症発生状況を掲示(クラス、人数) ・町内学校・保育施設</p>

### 新型インフルエンザなど感染症

人から人に感染することが分かった新しいタイプのインフルエンザです。多くの方が免疫をもっていないため、全国的に大流行し、発症すると重篤な状態に陥る可能性があると考えられています。必要であれば、1類感染症と同様の対処が取られることがあります。

### 指定感染症

すでに知られている感染症の中で1類～3類感染症には分類されていないものの、適切な対処を講じなければ多くの国民の健康に重大な影響を及ぼすと考えられている感染症です。原則1年間に限定して政令で指定され、1類～3類に準じた措置が取られます。

### 新感染症

新たに人から人に感染することが認められ、発症すると重篤な状態に陥る危険が極めて高いと考えられる感染症です。行政機関による措置はそれぞれの危険性を考慮して上で決められます。